

## 埼玉県環境科学国際センター生態園PR動画制作及び情報発信業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

埼玉県環境科学国際センター生態園PR動画制作及び情報発信業務

### 2 委託業務の目的

令和6年3月に県が策定した「埼玉県生物多様性保全戦略」では、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を目指す将来像とし、OECM<sup>\*1</sup>に関して自然共生サイト<sup>\*2</sup>への参加を促すことや、県民の生物多様性に係る価値観と行動を変革するため、「生物多様性」の認知度を更に向上させていくことなどを掲げている。

このような中、令和8年3月、環境科学国際センター内にある「生態園<sup>\*3</sup>」は、ネイチャーポジティブの実現や30by30目標の達成に貢献するものとして、自然共生サイトに認定された。

本業務は、①生態園の魅力を発信し来園者の増加を図ること、②県民の生物多様性への理解を促進すること、③生物多様性の保全が図られている区域を所有・管理する団体や企業等に対して、自然共生サイトの認定申請を促すことを目的とする。

- \*1 里地里山、企業林、社寺林などのように、保護地域以外で地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている地域。
- \*2 ネイチャーポジティブの実現に向け、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定するもの。
- \*3 科学的調査研究や野外環境学習を行うため、ビオトープ手法により整備されている約2ヘクタールのフィールド。

### 3 PR動画制作業務について

受託者は、次の事項に留意し、県との協議を踏まえ、映像制作を行う。

#### (1) 制作物について

ア 広く一般の方を対象とするもの

(ア) 生態園の魅力を発信し、来園を促す内容

① 横向き動画（5分程度・1分程度・15秒の3パターン）

② 縦向き動画（1分程度・15秒の2パターン）

（イ）県民の生物多様性への理解を深め、生物多様性保全活動の推進を図る  
内容

① 横向き動画（5分程度・1分程度・15秒の3パターン）

② 縦向き動画（1分程度・15秒の2パターン）

イ 団体・企業等を対象とするもの

（ア）県内自然共生サイトの魅力発信及び認定申請を促す内容

① 横向き動画（5分程度・1分程度・15秒の3パターン）

※横向き動画については各動画のサムネイル画像も作成すること。

## （2）制作方針・概要

ア 映像の使用媒体は、YouTube等の動画共有サービス、県公式ウェブサイト、イベント上映等を想定し、汎用性のある編集とすること。

イ 上記（1）ア（ア）については、生態園が自然共生サイトに認定されたことを周知するとともに、生態園の魅力を多様な植生や動物を通じて伝える構成とし、生物多様性への関心を高め、来園を促す内容とすること。

ウ 上記（1）ア（イ）については、埼玉県の特徴を踏まえ、「生物多様性」について分かりやすく解説することで、県民の理解を深めるとともに、生物多様性保全活動の推進を図る内容とすること。

エ 上記（1）イ（ア）については、県内自然共生サイト（15か所程度）のうち主な箇所の紹介を行うとともに、概要や申請方法を解説し、企業・団体等に対し申請を促す内容とすること。

## （3）校正

映像案作成後の校正（編集の修正）は各動画について3回以内を原則とするが、校了に至らない場合は県と受託者において別途協議する。

## （4）成果物の仕様

ファイル形式：MP4（H264）

解像度：1920×1080px（16:9）（横向き動画）

1080×1920px（9:16）（縦向き動画）

## 4 情報発信業務について

### （1）概要

上記3で制作したPR動画を用いて、受託候補者が提案する情報発信戦略で情報発信を行う。なお、動画は県により、埼玉県公式YouTubeチャンネル「サイタマどうが」（<https://www.youtube.com/@prefsaitama/>）に公開する。

目的を達成することができる情報発信戦略（配信媒体（複数可）・配信方法・

ターゲティング・情報発信スケジュール・数値目標等)について提案すること。

なお、上記 3 (1) ア (ア)、(イ) 及びイ (ア) のそれぞれについて必ず配信媒体を用いた情報発信を行うこと (ただし、動画の長さ及び縦又は横について、どのパターンを用いるかは問わない。)

(2) 数値目標等

YouTube の視聴回数については、全動画の合計で 30 万回以上とする。なお、その他の配信媒体における情報発信戦略があれば、提案により適宜、目標値を設定すること。

(3) 報告について

実施した情報発信業務について、配信結果等を分析したレポートを提出すること。

5 納期限・実施期限

(1) 上記 3 について

納期限：令和 8 年 12 月 18 日 (金) まで

納入場所：埼玉県環境部環境政策課

※納品方法については県が別途指示する。映像の制作に使用した素材 (イラスト・写真・映像素材等) 一式をデータで納品すること。

(2) 上記 4 について

実施期限 (広告配信等)：令和 9 年 3 月 19 日 (金) まで

配信結果レポートの提出：令和 9 年 3 月 26 日 (金) まで

(3) 完了報告書の提出

令和 9 年 3 月 26 日 (金) まで

6 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 秘密の保持

ア 受託者は、本委託において、業務上知り得た秘密を県の承諾を得ないで第三者に漏洩してはならない。

イ 受託者は、本委託において、業務上知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。また、受託者内部の業務関係者以外に開示しないこと。

ウ 委託業務の過程で知り得た情報は、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては、県と協議の上行うこと。

エ 万が一、事故が発生した場合は、直ちに県に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。

オ 受託者が秘密保持義務に違反して、県が損害を被った場合、受託者は県が被った損害額を補償する。

カ 受託者は、委託業務に付随する資料及び県から提供を受けた関連資料を、当該委託に携わる者以外に漏らしてはならない。

## (2) 著作権等

ア 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。使用する動画、写真、BGM、イラスト、掲載文言（以下「動画、写真、BGM等」という。）についてはその権利関係含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作権が発生する場合は受託者が支払うこととし支払額は委託料に含める。

イ 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は原則として全て県に帰属するものとする。ただし、受託者が所有する動画、写真、BGM等を使用した場合、当該動画、写真等についてはこの限りではない。受託者が所有する動画、写真、BGM等を、県が成果物以外に使用する際には、県、受託者で協議・許諾等を要するものとする。

ウ 本事業に使用する動画、写真、BGM等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

エ 受託者は、県が成果物を使用するに当たり著作者人格権を行使してはならない。

オ 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

カ その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## (3) その他

ア 委託業務完了までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。

イ 作成したスケジュール表に基づき、進捗状況報告・意見交換を適宜実施すること。

ウ 撮影・編集等の作業の前に原案となる絵コンテ等を提出し、映像の構成案について事前に県の監修を受けるものとする。

エ 映像の加工・編集、音楽・音声・テロップの付加などの編集作業を適宜行うこと。

オ 映像の制作に当たっては、既存の著作物（動画・写真・音声等）の使用も

可とする。ただし、第三者が権利を有する著作物の使用に当たっては、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

カ 映像の制作に当たっては、受託者による撮影を基本とするが、県が提供する素材を使用することもできるものとする。なお、3（1）イ（ア）については、県から箇所ごとに5枚程度の写真を提供する。

キ 映像制作全般に係る費用は全て受託者の負担とする。また、映像制作全般には、構成案作成、収録、ナレーション、テロップ、CG、BGM、編集、各種申請手続き等のほか、成果物の納品までの一切を含むものとする。

ク 映像の使用期限を定めないこと。

ケ 撮影場所は埼玉県環境科学国際センター生態園及び県内各地とする。

コ 本委託施行に際し、現地調査・撮影等に必要手続きは、全て受託者の責任において行うこと。また、関係官公署及びその他機関との調整等を要する場合は、速やかにその旨を県に申し出て、協議すること。

サ 納品後に不具合が生じた場合もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

シ 情報発信業務の内容について、最終的な決定は県と協議の上行うこと。

ス 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 7 その他

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、県と協議すること。